

令和3年5月10日

それではあらためてになりますけれども、現在、9日、昨日からですね、三重県まん延防止等重点措置の対象として適用をされました。

まん延防止のために取り組む取り組みは、三重県全域で取り組み、その中でも命令、罰則などの強い措置などに対応していただく重点措置実施区域は、桑名、四日市、鈴鹿、伊賀の各保健所管内の12市町になります。この日曜日から、本当に県民の皆さんに、大変心苦しい中、様々のご協力をいただいております。事業者の皆さんにも多大なご協力をいただいております。あらためて、これから感謝を申し上げたいと思います。

その上で、本日は特にこのまん延等重点措置、県民の皆さんにやっていただくにあたり、県としてもしっかりと汗をかいていく、そのための対策などについて、ご紹介をさせていただきたいと思います。

(資料を掲示) まずは、このまん延防止等重点措置の適用対象になった大きな要因の1つは、医療提供体制が厳しさを増しているということでありましたので、まずこの医療提供体制をしっかりと確保していく、これが大事なことであります。これがコロナ以外の一般の医療を円滑に進めていくためにも大変重要なことであります。

今回、これまで392床でありましたこの病床を45床増加させていただきまして、明日から437床という形にさせていただきます。

これにあたりましては、医療機関の皆さんの多大なご尽力のおかげでこれが成り立っておりますので、医療機関の皆さんにあらためて御礼を申し上げたいと思っています。

この増加した地域がどの病院というのは申し上げられないんですけども、北勢や中勢などを中心に、増加をさせていただいております。そのうち重傷者病床については、現在53床のところを8床増やしまして、61床とさせていただきます。

今回変異株の猛威などもありまして、重症者の方も増えたり、あるいは重症化しやすくなるような状況になっていきますので、重症者病床についても、しっかりと確保するという形にさせていただきました。

そして後方支援病院です。

コロナからは回復されているんですけども、引き続き療養が必要な方などに対して、コロナの病床にそのまま入院していただいて療養を続けるのではなく、コロナは回復したので、他の病院の方で、これ後方支援病院と言っていますが、療養を続ける、ケアを続けていただくような場がありますが、これをしっかりと確保することで、そのコロナの病床も、しっかりとコロナの方のために、しっかりと使っていくということになります。

その確保を進めていますのと、実はこれ、三重県、大変珍しいと思いますが、介護老人保健施設42施設において、この回復を見ていただく、介護が必要な方とかもいらっしゃると思いますので、これを見ていただくというような取り組みをスタートいたします。

そして、実際の患者の方と場所施設のマッチング、そういうことなども関係機関と連携しながら汗をかいていきたいと思っています。

(資料を掲示) 次ですね、次いきましょうか。

これも療養体制の方ですが、宿泊療養施設につきまして、この145に今のところを確保しました。

そして新たな宿泊施設について、5月中に運用開始できるように現在準備を進めています。さらにその宿泊に入っていくハードルが高いのではないかなというご意見も、医療従事者の皆さんからもありましたので、対象年齢を65歳未満までに引き上げて、宿泊療養施設をより活用しやすくしていきます。

それからこういう対応をとってもなお、入院調整中などの方がいらっしゃいますので、その自宅で療養していただいている方に対してパルスオキシメーターの配布を、今まで650個だったやつをさらに400個追加して配布し、必要に応じ食事も配送します。

また、そういう入院調整中、自宅におられる方々が、助言を受けることができる相談窓口も案内させていただきます。このような取り組みをして医療提供体制、療養体制の確保を行っています。

続きまして、検査です。

やはり変異株の猛威もありまして、しっかり検査をし、早く陽性の方を確認し、その方に療養体制に入っていただくということが、感染を拡大させないために重要でありますので、これまでも県独自にいろいろ検査してきましたが、変異株が急増していることもありますので、関連性が疑われる接触者に対して、これまで以上に幅広く検査ができるように体制を強化いたしましたのと、この高齢者施設、障がい者施設などを対象に社会的検査、社会的検査というのは症状が、症状というか、まだ感染者が出ていないような状態であっても検査させていただくというような形で、これを5月中旬から週1回のペースで、7月末までやっていきたいと考えています。

現在のところは、このまん延防止等重点措置が適用されている保健所管内の施設からスタートしていきたいと考えています。対象は、まずは従事者から行います。大体高齢者施設等における感染の広がり、その従事者の方々からの持ち込みによるものが結構多いので、まず従事者で。それは利用者との接点あるなしにかかわらず、例えば事務の方でも、清掃業者の方でも、あるいは調理の方でも、そういうことも含めて対象として検査を進めていく予定であります。

これは週1回ですけども、近隣県などでは、月1回とか、2週間に1回というペースのところが多い中で、三重県は頻度高くやっていくという形になります。

では次行きましょう。

事業者の支援の方です。事業者の皆さんへの支援につきましては、飲食店の営業時間短縮要請の延長に伴う協力金を、引き続き支給をさせていただきます。これは全県に時短要請していますのでそこにも協力金を支給させていただきますのと、まん延防止等重点措置

区域においてはさらにその単価を上乗せして、支給をさせていただくということになります。

そして、これ新しい措置なんですけども、この1000平方メートルを超える劇場、運動施設、商業施設なども、営業時間の短縮を要請しておりますので、こういう方々とそのテナントに対する協力金制度、これも国の方で創設するということでしたので、県としてもそれを活用して協力金を支給していきたいと思っています。

これ確かまん延防止等重点措置が決まる日の朝の時の会見か何かで、ここの人たちへの協力金はないと私申し上げておりましたが、新たに創設されるということになりましたので、県としてもこの協力金やっていきたいと思っています。

それから酒類の提供を行わないようにと飲食店にお願いしていますので、飲食店とかに酒類を納入する酒類販売事業者の皆さんが大変厳しい状況に置かれるということになりますので、この酒類の販売事業者の皆さんに対しても、支援金を新たに作りたいと考えています。これについてはこのまん延防止等重点措置期間中に、遅くとも5月中に制度内容を公表します。

それから月次支援金という、飲食店やその関連事業者の皆さんに、一時支援金というのが国である、制度があるんですけど、これを毎月、月別に、月次で配る支援金というのがありまして、これまん延防止等重点措置になっているところとかでも配られるやつなんですけど、この活用を促進して事業者の皆さんに支援が届くようにしたいと思います。

次お願いします。

それと似たようなやつで、この先に下の方を言いますけども、実は雇用調整助成金については、この5月1日以降、全国は雇用調整助成金の特例が縮減されています。1日1人当たりの金額が、今まで1万5000円だったやつが1万3500円に全国は縮減されているんですけども、まん延防止等重点措置が適用されている、そしてその時短要請に応じてくれた企業、協力者の皆さんには、この雇用調整助成金が縮減されないということになっています。1万5000円のままという形になりますので、そういうことであるということも含めて雇用を守っていただく、そのための活用を促進していきたいと思っています。

それから、上のところですけども、感染防止のための例えばCO2センサーとか非接触体温計、こういうものを取り入れる事業者の皆さんへの補助、あるいはこのアドバイザーを派遣して、どういう部分にしっかり感染防止をやっていけばいいのか、こういうことのアドバイザー派遣、これは飲食などに限らず事業所に、事業者の方に行きたいと思いません。5月中に開始するべく準備をしています。

それから緊急経済会合等でも要望ありましたが、事業継続、業態転換のための支援、あるいは事業再構築のための支援、これについても財政的支援を行っていくという形になります。

次お願いします。

最後ですけども、現在、時短要請の見回りをやっておりますが、その進捗状況で

す。対象が現在9146店舗と大体想定しておりますが、そのうち8830店舗について終了しました。進捗率96.5%。そのうち8522店舗、実に98.8%の皆さんに協力をいただいております。

また、引き続き月末まで、時短の要請などを行っておりますので、ぜひ事業者皆さんには、大変心苦しいお願いでありますけれども、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

以上申し上げましたとおり、まん延防止等重点措置に適用された、そういうことをもって大変厳しい状況でありますけれども、県民の皆さんとともに、また、こうやって県が今日お示ししました対策などもしっかりと随時打っていくことで、感染を抑止し、また、支援をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

私からは以上です。